

将来にわたって運営を継続するため、令和5年4月1日以降、新たな料金の適用を開始します！

令和4年4月
文化市民局文化財保護課
(075-222-3130)

岩倉具視幽棲旧宅の入場料について

令和5年4月1日以降、岩倉具視幽棲旧宅の安定的かつ柔軟な運営を可能とすることを目的に、条例を改正し、シーズン別の料金設定の手法を取り入れ、繁忙日における入場料の上限額を新たに決めましたので、お知らせします。(繁忙日とは、入場者等が多いと見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日を指し、年間120日を上限としています。)

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者が提案し、市長の承認を得て設定します。

<繁忙日における入場料(上限額)の新設>

500円

※ あくまで繁忙日における入場料(上限額)を新たに定めるもので、現行の入場料の上限額(400円)を変更するものではありません。

※ 現在、無料の方(市内在住・在学の小中学生、市内在住の70歳以上の方等)の入場料は据置とします。

参考 令和5年度における利用者1人当たりの支出と収入シミュレーション(利用者数0.6万人)

<支出> 利用者1人当たり 710円(総額 0.4千万円)

運営経費 710円

<収入> 利用者1人当たり 490円(総額 0.3千万円)

入場料		(新設前) 差額 270円 (38%)
(新設前)	440円 (62%)	(新設後) 差額 220円 (31%)
(新設後)	490円 (69%)	

← 市民の税金で負担
(公費で負担)

※ 以下の主な条件により試算しています。

<入場料>

繁忙日 1箇月10日間 (470円10日間, 430円1箇月)

閑散日 1箇月10日間 (300円1箇月10日間)

なお、実際の繁忙日の適用料金及び適用日数は、条例に規定する金額及び日数を上限として指定管理者が提案し、市長の承認を得て設定します。